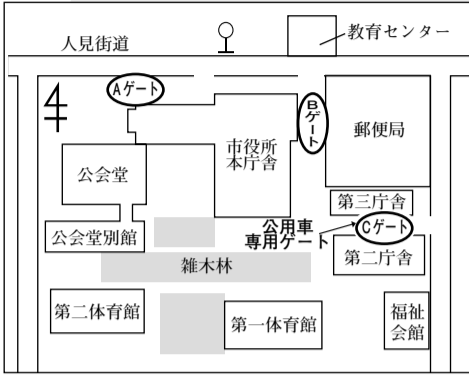


市民センター駐車場の管制機器(ゲート)が運用開始されます



平成15年1月1日からの使用料

駐車場の使用時間	使用料(1台につき)
2時間以内	無料
2時間を超えた、30分ごとに	200円

駐車場の使用時間	使用料(1台につき)
2時間以内	400円
2時間を超えた、30分ごとに	200円

◆公会堂・体育館・福祉会館などの利用者
◆それ以外の利用者
※市役所・教育センターなどを利用する方は従来どおり駐車料金はかかりません。

市役所などがある市民センター内の駐車場を効率よく利用していただくための駐車管制機器(ゲート)を12月2日(明日)から稼働します。この装置は、市の施設利用者以外の駐車場利用を抑制するほか、入口で「満・空」表示を行い満車の場合、入庫出来なくなるなど、利用がわかりやすくなります。市役所・教育センターを手続きなどで利用する方は全時的な利用にご協力ください。

市税・国保税の特別整理期間

市の管理職などが未納者宅を訪問・電話での催告を実施します

12月3日(火)～16日(月)

市では、12月3日(火)～16日(月)に、土・日曜日を含めて市税の未納者のお宅へ管理職・係長職の職員が訪問します。また、この期間は、市税・国保税の特別整理期間として滞納整理などの推進を強化し、土・日曜日にも職員による訪問・調査の実施と電話による催告を行います。また、電話催告については夜間にも行いますので、ご理解とご協力をお願いします。

臨時納税相談窓口を開設

市では平日の窓口延長と土・日曜日の臨時窓口の開設をします。土・日曜日しか時間が取れないという方はぜひご利用ください。

- ◆訪問時間 12月3日(火)～16日(月) (土・日曜日を含む)
- ◆訪問時間 平日 午前8時30分～午後7時
- ◆土・日曜日の開設 12月7日(土)、8日(日) 午前8時30分～午後7時
- ◆場所 市役所(1階保険課)

第54回人権週間

12月4日(水)～10日(火)

育てよう 一人一人の人権意識

身近なことから人権を考えてみませんか

国際連合が定めた12月10日「人権デー」を最終日とする1週間の人権週間として、次の事項を強調テーマとして各種行事が行われます。

- ◆男女共同参画社会の実現を図ろう
- ◆子どもの人権を守ろう
- ◆高齢者を大切にすることを育てよう
- ◆障害のある人の完全参加と平等を実現しよう
- ◆同和問題を正しく理解し、偏見、差別をなくそう
- ◆アイヌの人々に対する理解を深めよう
- ◆外国人に対する偏見、差別をなくそう
- ◆エイズ・ハンセン病等に対する偏見、差別をなくそう
- ◆刑を終えて出所した人に対する偏見をなくそう

4時20分、パルテノン多摩(多摩市)で、人権・同和問題啓発映画、胡弓演奏など。当日、直接会場へ。

↓東京都総務局人権部 ☎03-5388-2608

◆夜間人権ホットライン
(財)東京都人権啓発センター主催。弁護士による夜間電話法律相談です。秘密厳守。

◆相談 12月4日(水)午後5時～午後8時、☎03-3871-0212、☎03-3876-5373。時間は5分程度。

↓同センター ☎03-3871-0212へ。

◆人権・身の上特設相談
日常生活での人権上の問題

↓12月9日(月)午後1時30分～

市・東京都人権擁護委員連合会主催。

◆映画の集い
東京都・東京法務局・多摩市・東京都人権擁護委員連合会主催。

↓12月9日(月)午後1時30分～

市税だより

◆固定資産税・都市計画税が减免されます

課・2階納税課窓口

◆相談・納付(納入)できる税目 市民税・都民税(普通徴収・特別徴収)、固定資産税(償却資産を含む)・都市計画税、軽自動車税、法人市民税、国民健康保険税

↓納税課 ☎内線2421・保険課 ☎内線2391

◆固定資産税・都市計画税が减免されます

物納そのほか特別な事情がある場合、納期限7日前までに所定の書面により申請すると减免を受けることができます。减免の対象は次のとおりです。(事由が生じた後に納期限が来るものが対象)

①相続税のため物納された

◆青色決算および消費税等説明会

▽12月6日(金)午前10時～11時30分、②午後1時30分～3時30分、公会堂別館1階会議室

◆国民年金保険料は所得控除の対象です

平成14年中に納めた国民年金の保険料は、扶養家族の分も含めて全額が社会保険料控除の対象となり、所得金額から控除されます。年末調整や確定申告の際、忘れずに申告してください。

◆納付に困った時は免除制度をご利用ください

経済的な理由などから保険料の納付が困難なとき、申請して承認されると保険料の全額または半額が免除される制度があります。

◆申請手続 市民課年金窓口(市役所1階)へ必要書類を添えて申請書を提出してください。

選挙人名簿

12月1日現在で選挙人名簿に登録される資格を有する方を、12月2日に名簿に定時登録します。名前などが正しく名簿に記載されているか、資格がある方がもれていないかなどをご確認ください。

なお、今年の9月3日以降に新たに在外選挙人名簿に登録された方の名簿の縦覧も行います。

◆夜間人権ホットライン
(財)東京都人権啓発センター主催。弁護士による夜間電話法律相談です。秘密厳守。

◆相談 12月4日(水)午後5時～午後8時、☎03-3871-0212、☎03-3876-5373。時間は5分程度。

↓同センター ☎03-3871-0212へ。

◆国民年金保険料は所得控除の対象です

平成14年中に納めた国民年金の保険料は、扶養家族の分も含めて全額が社会保険料控除の対象となり、所得金額から控除されます。年末調整や確定申告の際、忘れずに申告してください。

◆納付に困った時は免除制度をご利用ください

経済的な理由などから保険料の納付が困難なとき、申請して承認されると保険料の全額または半額が免除される制度があります。

◆申請手続 市民課年金窓口(市役所1階)へ必要書類を添えて申請書を提出してください。

◆納付に困った時は免除制度をご利用ください

経済的な理由などから保険料の納付が困難なとき、申請して承認されると保険料の全額または半額が免除される制度があります。

◆申請手続 市民課年金窓口(市役所1階)へ必要書類を添えて申請書を提出してください。

◆国民年金保険料は所得控除の対象です

平成14年中に納めた国民年金の保険料は、扶養家族の分も含めて全額が社会保険料控除の対象となり、所得金額から控除されます。年末調整や確定申告の際、忘れずに申告してください。

◆納付に困った時は免除制度をご利用ください

経済的な理由などから保険料の納付が困難なとき、申請して承認されると保険料の全額または半額が免除される制度があります。

◆申請手続 市民課年金窓口(市役所1階)へ必要書類を添えて申請書を提出してください。

◆納付に困った時は免除制度をご利用ください

経済的な理由などから保険料の納付が困難なとき、申請して承認されると保険料の全額または半額が免除される制度があります。

◆申請手続 市民課年金窓口(市役所1階)へ必要書類を添えて申請書を提出してください。

◆納付に困った時は免除制度をご利用ください

経済的な理由などから保険料の納付が困難なとき、申請して承認されると保険料の全額または半額が免除される制度があります。

◆申請手続 市民課年金窓口(市役所1階)へ必要書類を添えて申請書を提出してください。

◆納付に困った時は免除制度をご利用ください

経済的な理由などから保険料の納付が困難なとき、申請して承認されると保険料の全額または半額が免除される制度があります。

◆申請手続 市民課年金窓口(市役所1階)へ必要書類を添えて申請書を提出してください。